

令和7年1月28日

市政記者クラブ 様

北区楠支所区民福祉課
担当：舟橋（電話 901-2281）

北区楠支所における個人情報が含まれる文書の誤送付について

このたび、北区楠支所区民福祉課において、下記のとおり敬老パスの負担金にかかる過誤納金還付通知書（以下「通知書」という。）の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

Aさんに送付すべき通知書を、誤ってBさんの宛先を記載した封筒に入れて送付していたことがBさんからの連絡で判明しました。

2 漏えいした個人情報

Aさんの氏名、住所、敬老パス負担金額及び過誤納金額

3 対応

Bさんについては、1月27日（月）に来庁された際に謝罪するとともに、Aさんあての通知書を回収しました。

Aさんについては、同日に電話にて経緯及び漏えいした個人情報についてご説明のうえ、ご自宅を訪問して謝罪し、通知書をお渡ししました。

4 原因

業務システムに表示される個人情報を参照してAさんあての封筒を作成する際、直前に事務処理を行ったBさんの情報で宛先を記載してしまいました。

また、個人情報を含む文書を送付する際は、封入時に複数職員によるダブルチェックを行うこととなっておりましたが、その徹底が十分ではありませんでした。

5 再発防止策

文書と宛先の不一致防止を徹底のため、ダブルチェック済のものは視覚的に判別できるようにし、発送前に確認してから発送します。

また、職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知するとともに、再発防止について注意喚起を行いました。

<参考>

○ 敬老パス過誤納金還付通知書

敬老パスの交付にあたっては、本人及び世帯員の合計所得金額に応じて、1,000円、3,000円、5,000円のいずれかの負担金を納付していただく必要がありますが、納付していただいた負担金額と本来負担いただく負担金額に差額があった場合に、納付していただいた負担金の一部を還付する旨のお知らせをする通知書。